

義援金の配分について

「宮城県災害義援金配分委員会」（H23.4.13開催）決定事項

1 「義援金受付団体」受付分

※「義援金受付団体」：日本赤十字社，中央共同募金会，日本放送協会，NHK厚生文化事業団

死亡・行方不明者	1人当たり	35万円
住宅全壊（焼）	1戸当たり	35万円
住宅半壊（焼）	1戸当たり	18万円

○ 各市町村への配分方法について

義援金は，県災害対策本部発表の数値に基づき，各市町村へ配分を行い，各市町村から被災者の方へ交付を行う。

○ 今後の配分について

第1次配分の追加及び第2次配分以降の配分についても同様に，義援金配分割合決定委員会で示される考え方に基づき配分を行う。

2 「宮城県災害対策本部」受付分

「宮城県災害対策本部」受付分の配分については，今後の被害状況の判明に応じて第2次配分以降に各市町村へ配分を行うものとする。